荒川での練習時におけるモーターボート走行について

安全環境委員会

荒川水域で練習する競技団体各位

お世話になっております。

先日、当協会事務局に「伴走モーターボートの走行」についての注意を受けました。 今回のクレームは当該団体が特定されており「個別事案」と言えますが、同様のクレーム は今までも時折発生しているため、一般的な注意事項として再度注意喚起させて頂きます。

【クレーム内容】

2020 年 9 月 27 日 (日)、荒川・笹目橋付近にて、係留中のモーターボートの横を〇〇大学のコーチボートが高速で通過し、減速するよう声掛けをしたところ「係留中のボートの付近は減速しなければならないという決まりは知らない」とのこと。

船舶免許の取得時に、航路に係留中の艇がある場合のルールを知らないとは、大変問題である。しかしながら、せっかくに競技ボートの練習する機会を持つことができたこの頃、今回は、そのことを問題視したいところではなく、同じ川での楽しみを持つ者同士ルールに従って、気持ちよく楽しみたいところですので、コーチボートを運行する方々にご指導・ご協力をお願いしたい。

「荒川通航ガイド」(荒川下流河川事務所HPに掲載)によれば舟艇の係留エリア付近は「減速区域」となっていますし、「係留中の船のそばを通過する際は減速する」のは規則以前のマナーの問題と思われます。

確認したところでは「ルールを知らないとは言っていない」とのことでしたが、徐行せずに航行したことは確か、とのことでした。

幸い事故はなかったことから当該団体の責任云々という話ではありませんが、日頃どちらかというと水上バイクやウェークボードの被害者側になりがちの我々としては、加害者にならないよう常に注意を払うことが必要だと考えます。

宜しくお願い致します。

以上